

# 元禄10年の美作国津山城受け取りについて

白 峰 旬

## はじめに

江戸時代における大名居城の受け取りについては、改易大名の居城受け取りと、単なる転封に際しての大名居城の受け取りに大別される。いずれの場合も幕府から監督者としての上使が派遣される点は共通するが、改易大名の居城受け取りのケースでは、①幕府から目付が派遣される、②近隣の大名が城受け取りの担当大名として、幕府により軍事動員される、③新城主が決まるまでの期間（無城主の期間）は、幕府により在番大名が派遣されて城の在番をおこなう、などの点は異なっている。

特に、改易大名の居城受け取りは、旧城主から新城主に単純に居城をバトンタッチするのではなく、幕府が上使や城受け取りの大名などを指名・派遣して、一旦居城を収公して一定期間、幕府の管理統制下に置くという点で、幕藩関係の根幹を規定（大名居城の帰属権が最終的には将軍に収斂することを示す）する問題を含んでいるので、その具体的プロセスを詳細に解明することは重要な意義がある。

これまでの研究史では、改易大名の居城受け取りの事例が専ら注目され、広島城（元和5年〔1619〕）<sup>(1)</sup>、熊本城（寛永9年〔1632〕）<sup>(2)</sup>、島原城（寛文8年〔1668〕）<sup>(3)</sup>、赤穂城（元禄14年〔1701〕）<sup>(4)</sup>、松本城（享保10年〔1725〕）<sup>(5)</sup>の各城受け取りの事例研究が先行研究としてあるほか、単なる転封に際しての城の受け取りについては、浜田城（天保7年〔1836〕）<sup>(6)</sup>、棚倉城（天保7年）<sup>(7)</sup>の城引き渡し・受け取りについての研究があるが、いずれの場合もその具体的プロセスの解明という点では研究史の蓄積においていまだ十分であるとは言い難く、江戸時代を通して城受け取りの事例がどのような差異を含んで時代的に推移するのか、といった問題もいまだ解明されていない。

こうした研究状況に鑑み、本稿では、元禄10年（1697）の森家改易による津山城受け取りについてその具体的プロセスの検討をおこないたい。元禄10年の津山城受け取りの基本史料としては、上使を勤めた田村建顕サイドの史料<sup>(8)</sup>と、城受け取り大名の一人である小浜藩主酒井忠圀サイドの史料<sup>(9)</sup>がある。このように、幕府側からの史料と城受け取り大名側からの史料が両者揃っている点は、津山城受け取りの具体的プロセスを解明するうえで、有効な素材が提供されていると言えよう。よって、本稿では、上使田村建顕の動向を中心として津山城受け取りの具体的プロセスを検討し、城受け取り大名酒井忠圀の動向をも勘案して、津山城受け取りの実態について分析することとしたい。

## 1. 津山城受け取りの具体的プロセス ー上使田村建顕の動向①（江戸発足まで）ー

田村建顕は一関藩（仙台藩の支藩）藩主であり、外様小藩の藩主ながら<sup>(10)</sup>、元禄5年（1692）には幕府の奏者番になった。津山城受け取りの上使に田村建顕が幕府から指名されたことは奏者番であったことがその背景として考えられる。

津山城受け取りについての田村家関係史料としては、一関市博物館所蔵の「元禄十丑年八月十日作州津山御用留」（田村家家臣の北郷奎助と平田八兵衛による記録史料。以下、本稿では田村家史料Aと略称する<sup>(11)</sup>）、「作州津山江上使之節留書」（以下、本稿では田村家史料Bと略称する<sup>(12)</sup>）、「作州津山江上使之節留書 二冊之内」（この2つは田村家家臣の長岡七郎兵衛による記録史料。以下、本稿では田村家史料Cと略称する<sup>(13)</sup>）という3種の史料がある。

田村家史料Aは、元禄10年8月3日（田村建顕が津山城受け取りの上使に任命された日）～同年11月18日（建顕が津山から江戸に帰着後、家臣に下賜をおなこった日）まで記載されており、津山城受け取りのプロセスを日付順に概略的に記したものである。

田村家史料Bと田村家史料Cは内容的に一連のもので、田村家史料Bは元禄10年8月2日（田村建顕が津山城受け取りの上使に任命された前日）～同年9月22日（建顕が上使として津山へ向けて江戸を発足する前日）まで記載され、田村家史料Cは元禄10年9月23日（田村建顕が上使として津山へ向けて江戸を発足した日）～同11年正月18日（田村建顕と目付水谷勝阜が津山に残っている添目付赤井時尹、仁賀保誠信に書状を出した日）までが記載されている。つまり、田村家史料Bは田村建顕が江戸を発足するまでの内容（津山城受け取りに向けて江戸での準備段階を日付順に記した内容）であり、田村家史料Cは江戸発足→津山到着→津山発足→江戸帰着（及び、その後）という内容（津山城受け取りのプロセスとその後の過程を記した内容）である。田村家史料Bと田村家史料Cには、ともに末尾に「右作州津山御用被仰付、役儀相勤候付而、依御意改之記置訖 長岡七郎兵衛」と記されているので、田村家家臣の長岡七郎兵衛が、藩命により田村家史料Bと田村家史料Cを作成・編纂したことがわかる。よって、田村家史料Bと田村家史料Cは一関藩の公式記録として作成・保管されたと推測できよう。

以下においては、上記の田村家史料A、田村家史料B、田村家史料Cの記載内容をもとに、津山城受け取りの具体的プロセスを時系列に従って記すこととする（以下、特に主語を明記しない場合は、上使である田村建顕サイドの動向を記すものとする）。

【元禄10年8月3日】（以下、【 】内の元禄10年の記載箇所については年次を省略する）

森長成の改易を受け、田村建顕が津山城受け取りの上使として老中より命じられた。この時に、津山城受け取りの大名として、松平直明（明石藩主）、水野勝種（備後福山藩主）が命じられることが伝えられた。

【8月4日】

老中小笠原長重に江戸発足の時期と役高について問い合わせた。この時、発足の時期は20日前の

必要はない、という点と、役高は高田城受け取り（越後騒動による延宝9年〔1681〕の松平光長改易の時のこと）を指す）の時の上使松平信之（古河藩主）は「三ヶ二之役」であったので、今回は諸事軽くするので大体、半役であろう、との回答を得た。ここで、元禄10年の時点から見て、16年前の高田城受け取りの事例を先例として言及している点は注意される。

この場合、小笠原長重に問い合わせたことを考慮すると、長重が月番老中であったと推測される。

#### 【8月5日】

老中小笠原長重より、江戸発足の時期については未定である、ということと、役高については高田城受け取りの時に上使松平信之が行った時よりは軽くするように言われた。よって、大体、半役に少し「心付」をする程度ということを申し出た。

この日には、水谷勝阜（幕府の目付）が津山城受け取りの目付、赤井時尹（幕府の使番）、仁賀保誠信（幕府の御小姓組）が津山城受け取りの添目付を命じられた。津山へ派遣される代官として、竹村嘉躬、守屋助次郎、岡田俊易が命じられた。また、津山城在番の大名として、浅野綱長（広島藩主）が命じられた。

このように、8月3日～5日にかけて、上使、目付、添目付、代官、城受け取り大名、在番大名のメンバーが決定した。

#### 【8月11日】

老中小笠原長重に、美作国絵図と城絵図を申し受けて、写して（津山へ）持参したいこと、津山藩家臣の家臣で諸事心得た者を田村建顕の私宅へ呼び、目付衆立ち会いのもと、津山の様子について尋ねたいことを願い出て了承された。

#### 【8月14日】

津山藩の家老長尾隼人と用人水口茂右衛門、永井甚左衛門が田村建顕の私宅へ呼ばれた。目付水谷勝阜、添目付赤井時尹、仁賀保誠信の立ち会いのもと、長尾隼人らが持参した美作国絵図と津山城絵図を出させて、津山城の本丸、二の丸、三の丸、居住所等の様子のことや、津山城の虎口等のことについて絵図をもとに詳しく聞いた。また、津山城の外曲輪（惣曲輪）や城内の諸門の警備体制（番人の人数、鉄砲数など）についても長尾隼人に聞いた。

#### 【8月15日】

津山城受け取りについて、本丸、二の丸は水野勝種、三の丸は松平直明の予定である旨を、目付水谷勝阜と対談して了承した。また、津山発足に向けて田村家では、家中統制の条項を記した起請文（8月15日付）が出され、以降も誓詞（8月16日付）、条目（8月17日付、9月19日付）が出された。

#### 【8月16日】

浅野綱長は、津山城の在番に家臣のみを遣わすことを水谷勝阜との間で確認した。また、この日、老中小笠原長重に対して、津山城受け取りの実施段階などにおける質問事項30ヶ条を記した伺書を提出し、回答を得ている。その回答を見ると「前々格之通可被致候」という回答が多いので、津山

城受け取りがおこなわれた元禄10年頃には、改易大名の城受け取りについて、種々の先格が確立しており、その先格通りに城受け取りを実施しようとしたことがわかる。このことからは、改易大名の城受け取りプロセスに関する過去の事例を記録した先例集のようなものが、当時、幕府に保管されていたことを窺わせる。

【8月17日】

津山藩の家老長尾隼人が、津山城受け取りに関する質問事項6ヶ条を記した書付を提出したので、その回答をおこなった。この回答の中には、城を引き渡す際に津山藩の家老や家臣は麻の上下を着用することとか、惣曲輪と城内の諸門に現在置いてある鉄砲は城引き渡し以前に取り込んでそれ以外の武具と一緒に残しておくことを指示した回答も含まれている。

【8月20日】

松平直明からの希望により津山の絵図を貸し出した。

【8月22日】

津山藩の家老長尾隼人を呼び、前回（8月14日）の田村邸での寄り合いで、津山城の本丸・二の丸・三の丸の区別が不分明であったため、あらためて絵図をもって詳しく説明させた。そして、美作国絵図と津山城の絵図を御用のため田村家側に留めておくことを申し渡した。

この場合、津山城の本丸・二の丸・三の丸の区別を明確にしようとした理由は、田村家側の関係者が津山城をいまだ実見していないため各曲輪の位置関係を再確認する必要があったことと、城受け取り大名が各曲輪別に担当して受け取るので、その点も関係したと思われる。

【8月23日】

老中小笠原長重に対して、津山城受け取りに関する伺書を出し、回答は後におこなう旨の返答を得た。

【8月24日】

登城し、老中列座のところへ目付水谷勝阜とともに、絵図をもって城受け取りのことについて伺った。その際、老中より、松平直明は四品で「座上等」なので直明が「先立」がしかるべきである、との指摘を受けたため、本丸を松平直明が受け取り、二の丸、三の丸、外曲輪までを水野勝種が受け取るように提案したところ了承された。

この時点で、前述の8月15日の城受け取り案と変更になっている点が注意される。つまり、8月15日の案は、松平直明（6万石）と水野勝種（10万1000石）の石高を比較した結果と思われるが、今回の案は官位を基準として本丸を受け取るのが水野勝種から松平直明に変更された点に特徴がある。

【8月27日】

本丸を松平直明が受け取り、二の丸、三の丸、外曲輪までを水野勝種が受け取ることを、添目付赤井時尹に伝えた。そして、松平直明は本丸に「家」（御殿の意味か？）があるのでそこに入る予定になるものの、水野勝種は二の丸、三の丸には「家」がないので、勝種の居所は外曲輪の内に割

り渡す予定である旨を伝えた。

【8月29日】

水野勝種が病氣であるため<sup>(14)</sup>、その代役として酒井忠圏（小浜藩主）が命じられた。よって、小浜藩の留守居を呼び、書付を渡して、城受け取りの1両日前に津山の近辺まで忠圏が来るよう指示した。

【9月1日】

老中小笠原長重に対して書付を提出し、城受け取り大名が水野勝種から酒井忠圏へ変更したことを受け、本丸を松平直明が受け取り、二の丸、三の丸を酒井忠圏が受け取る予定に変更したことを報告した。この場合も、松平直明（6万石）と酒井忠圏（10万3500石）を比較すると、石高は酒井忠圏の方が高いが、前述（8月24日の項参照）と同様の理由で、松平直明が本丸を受け取ることになったのであろう。

【9月10日】

目付水谷勝阜、添目付赤井時尹、仁賀保誠信と代官竹村嘉躬、岡田俊易が来て、津山城受け取りに関する相談をおこなった。その結果、①津山城の二の丸、三の丸の諸門の番所をそれぞれ酒井忠圏が受け取り、津山藩側の番人を大手門の外へ東西の脇門より出すこと、②本丸において、条目等を読み聞かせることが終了したら、津山藩の家老・役人の案内で城内を見分するが、それが済んだら、津山藩の家老・役人を搦手の虎口より城外へ出すこと、③城受け取り大名の家臣は、番人等のほかは、丁場（受け持ち区域）に置いておき、人数はそれぞれ宿所へ入れることとし、（城内が）混雑しないようにすること、などが決められた。

このように、城受け取りに関して事前にこうした細かい点までシミュレートして決めていたことは注目される。

【9月12日】

水谷勝阜、赤井時尹、仁賀保誠信が来て、津山城受け取りに関する相談をおこなった。その内容は、①酒井忠圏の人数は北の方の裏の惣門より入る、②松平直明の人数は大手門より入る、③酒井忠圏の人数の丁場は、橋本町橋脇より北の惣門までとする、④松平直明の人数の丁場は、大手門より東方までとする、⑤田村建顕の人数の丁場は、大手門より西方とする、などであった。このように、津山城受け取りの際の侵入ルートを、大手と搦手に分けて、本丸を受け取る予定の松平直明が大手より入り、二の丸、三の丸を受け取る予定の酒井忠圏が搦手より入ることを決めたほか、それぞれの人数の丁場割を決めてそれぞれの担当エリアを事前に区分したことがわかる。

また、この日、赤井時尹は津山城受け取りにむけての日程表を田村建顕に提出しているが（表1参照）、この日程表によれば、津山城受け取りについて詳細な計画が立案されていたことがわかる。この計画によれば、添目付の2人が上使、目付よりも先に江戸を発足して津山に先乗りすることや、城受け取り当日の詳細な手順が事前に計画されていたことがわかり注目される。こうした計画が事前に立案可能であった背景には、元禄10年当時には城受け取りの先例をもとに、ある程度の手順が

マニュアル化されていたことがあったと推測される。

【9月15日】

登城し、將軍綱吉より津山への御暇を下された。この日、浅野綱長に対して、9月22日に江戸を発足し、10月9日頃に美作国勝間田まで到着の予定であり、綱長の在番人数は10月13日頃に津山近辺3～5里以内に到着るように指示した。同様に、酒井忠圏に対して、9月22日頃に江戸を発足し、10月9日に津山の近所の勝間田まで到着の予定であり、この日程を考慮して国元（小浜）を発足し、田村建顕と水谷勝阜が勝間田に到着する10月9日の1両日以前に倉敷村まで到着して待つよう指示した。

このように、上使である田村建顕が在番大名や城受け取り大名に対して、行動日程を具体的に指示したことは、上使主導で城受け取りの日程的スキームが事前に組み立てられたことを示しているとともに、事前の準備段階における上使の役割を知るうえで重要である。

【9月16日】

登城して、老中へ書付を提出した。この書付は今後の予定表であり、具体的には、9月19日早朝…松平直明が江戸を発足、9月19日…赤井時尹、仁賀保誠信が江戸を発足、9月23日…田村建顕、水谷勝阜が江戸を発足、10月5日…赤井時尹、仁賀保誠信が津山へ到着、10月9日…田村建顕、水谷勝阜が勝間田へ到着、という予定が記されていた。前述の9月12日段階の予定（表1参照）と比較すると、田村建顕、水谷勝阜の江戸発足が9月23日に変更になるなど、若干のズレも見られる。この予定表提出により、今後の日程が正式に老中へ報告されることになる。

【9月18日】

江戸城白書院において、老中列座の前で松平直明に対して、月番老中戸田忠昌から松平直明・酒井忠圏両名宛の黒印状（「御黒印」）が渡された（この時、表右筆組頭の曾雌定勇がこれを読んだ）。この黒印状は、元禄10年9月15日付で將軍綱吉が発給したもので、「定」として5ヶ条の一つ書きを記したものである。具体的には、①津山での滞在中は、田村建顕、水谷勝阜と相談して沙汰すること、②喧嘩・口論の禁止、③竹木伐採の禁止、押買・狼藉の禁止、④津山滞在中の入返しの禁止、⑤城中、及び、侍屋敷での火の用心、の5ヶ条であった。このほか、津山において扶持方が下されることも伝えられた。なお、この黒印状が渡された時には、酒井忠圏は国元（小浜）にいたため、江戸城には登城していない。

そして、田村建顕、水谷勝阜に対しても、老中列座の前で両名宛の黒印状が渡された。この黒印状も、元禄10年9月15日付で將軍綱吉が発給したもので、「定」として5ヶ条の一つ書き（喧嘩・口論の禁止、竹木伐採の禁止、押買・狼藉の禁止、など）を記したものである。このほかに、田村建顕、水谷勝阜の両名宛に4名の老中の連署による同日付の老中下知状も出された。この老中下知状は、前述の將軍発給の黒印状が定型文言であるのに対して、具体的な内容であり、「条々」として3ヶ条の一つ書きを記したものである。老中下知状の内容は、①今回、津山城を召し上げるので、城受け取りとして、松平直明、酒井忠圏を遣わすことになり、在番には浅野綱長を命じた。森長成

の家臣が城下を引き払ったうえで、浅野綱長の家臣には（在番を）勤めるように命じ、（城の引き渡しが終了したら）松平直明、酒井忠圏には、津山を発足するように命じること、②森長成の家臣が城下を引き払う期限は、（上使の）到着から30日以内とする。ただし、空屋敷の番は津山の町人・百姓等を見計らい申し付けること、などであり、上使田村建顕と目付水谷勝阜が中心となって現地（津山）で指揮することを具体的に命じた内容であることがわかる。このほか、赤井時尹、仁賀保誠信宛に元禄10年9月15日付の老中下知状（6ヶ条の「条々」）も出されている。

また、田村建顕は月番老中戸田忠昌のところで、今回の津山の御用についての誓詞に血判を押したが、この時に忠昌の家臣が誓詞の前書を一回読み聞かせた。

津山において高札を立てることについては、当初、津山に先乗りする赤井時尹、仁賀保誠信が、田村建顕、水谷勝阜の津山到着を待たずに、早速に高札を建てる予定であったが、そうした先例がないことから田村建顕が疑義を示した結果、建顕の津山到着後（城受け取り後）に高札を建てることになった。この時に田村建顕は、①寛文6年（1666）の宮津城受け取りでは、城受け取りの3日後に制札を4ヶ所に立てた、②寛文8年の島原城受け取りでは、城受け取りの日にキリシタンの制札と御仕置の高札を5ヶ所に立てた、③天和9年（元年カ）の高田城受け取りでは、城受け取りの終了後、目付衆へ相談して城下の制札を立てた、という先例を提示している。これらの先例からは、高札を立てるのは城受け取り以後（城受け取りの当日を含む）であり、城受け取り以前に高札を立てた先例はない、ということがわかる。つまり、城を受け取るまでは、城と城下町の統治権は依然として改易された大名側にあり、城受け取りが終了して初めて、城と城下町が幕府の統治下に置かれるため、城受け取り以前に高札（内容的には幕府の統治下に置かれたことを布告する意味を持つ）を立てることは理論上できないことを示している。

なお、高札をいつ立てるのかという問題の検討は、9月18日当日中におこなわれている。翌日には赤井時尹、仁賀保誠信が津山に向けて江戸を発足するので、緊急を要したということもあろうが、当日中に即時に城受け取りに関して先例を田村建顕が検索できた背景には、過去の城受け取りのプロセスを記録した先例集のようなものが幕府内（奥右筆など）の関係役所に保管されていたことが推測できよう。

さらに、18日には松平直明、酒井忠圏にそれぞれ今後の予定日程を知らせるとともに、田村建顕、水谷勝阜が勝間田へ到着する翌日の10月10日にこの4名が勝間田で集まって城受け取りについて相談すること、津山での人数寄場を事前に引き渡すのでそれぞれ家臣を派遣して丁場を受け取ること、城を受け取り後は、家臣が城門を出入りする時には判鑑にて改める（チェックする）すること、担当する諸門以外は常時閉めておき、鍵を受け取って、番人は置く必要がないこと、などを指示した。

#### 【9月19日】

赤井時尹、仁賀保誠信が津山に向けて江戸を発足した。この2人は前述したように津山に先乗りすることになっていた。

【9月20日】

津山城受け取り後に立てる制札の件について老中へ伺ったところ、田村建顕、水谷勝阜の両名の名で立てるように指図された。よって、上使と目付の連署で制札を1枚立てることになった。なお、老中へ伺った時、先例として、高田城受け取り（天和元年）では、上使両名の連署で1枚、そのほかの役人の連署で1枚立てたこと、沼田城受け取り（天和元年）では、上使の一判にて1枚、目付衆・使番衆・御番衆3名の連署にて1枚立てたこと、田中城受け取り（天和元年）では不詳であることを例示している。

## 2. 津山城受け取りの具体的プロセス –上使田村建顕の動向②（江戸発足から帰府まで）–

【9月23日】

田村建顕、水谷勝阜が津山へ向けて江戸を発足した。田村建顕の役高は1万5000石なので半役ということになる。幕府からは路次の往復及び津山逗留中の扶持米として、225人扶持を下されたが、実際に田村建顕の津山への御供の惣人数は852人（侍111人、足軽163人、大工・職人等187人、又者391人）であった。水谷勝阜の扶持米は31人扶持（役高1700石）なので、御供の人数はそれ程多くなかったと思われる。

ちなみに、松平直明（6万石）の役高は4万石、酒井忠圀（10万3500石）の役高は7万石、浅野綱長（37万6000石）の役高は3万石である。よって、松平直明は3分の2役であり、酒井忠圀も3分の2役に近似した数値になっている。浅野綱長は12分の1役に近似した数値になっている。

【10月4日】

10月3日に明石において酒井忠圀が松平直明と対面し、黒印状を受け取った旨の飛札が、伏見まで来た田村建顕のところへ届いた。また、同月1日に松平直明が江戸から国元の明石に到着した旨の飛札も届いた。

【10月6日】

10月6日に松平直明が明石を発足した旨の飛札が、明石まで来た田村建顕のところへ届いた。

【10月7日】

10月6日に酒井忠圀が美作国押入村へ到着した旨の飛札が、姫路まで来た田村建顕のところへ届いた。また、10月5日に赤井時尹、仁賀保誠信が津山へ到着し、三の丸の小屋に来た津山藩の家老・役人と対談したこと、及び、津山では町中、在々まで物静かである旨の飛札が、田村建顕のところへ届いた。

【10月8日】

添目付の立ち会いのもと、田村建顕、松平直明、酒井忠圀の家臣に対して津山城下でのそれぞれの丁場が割り渡された。

【10月9日】

10月9日に田村建顕、水谷勝阜が美作国勝間田へ到着したこと、明後日の（10月）11日に津山城を受け取る予定であることを、老中へ注進状を出して報告した。この注進状では、松平直明が川辺村に到着したこと、酒井忠圏が押入村に到着したことも記されている。また、この日、浅野綱長は津山城の在番人数を坪井村まで遣わしたことを使者によって田村建顕に報告している。

【10月10日】

津山より赤井時尹、仁賀保誠信が勝間田に来て、田村建顕、水谷勝阜とともに、津山藩の家老長尾隼人、原十兵衛、用人玉置三左衛門を呼び、明日11日辰の刻（午前8時頃）に津山城を受け取る予定である旨を伝えた。

その後、松平直明、酒井忠圏が来て、この両名に対して田村建顕より、明日は津山城の受け取りなので、本丸は松平直明、二の丸、三の丸、外曲輪までは酒井忠圏が受け取ることを指示した。

また、松平直明より出された伺書に対して田村建顕は、①二の丸、三の丸を酒井忠圏が受け取つてから、本丸を松平直明が受け取る、②城受け取り当日、松平直明は冠木門まで馬上で進み、その家臣は大手京橋口にて下馬する、③松平直明が持参した弓・鉄砲・長柄などは（城内の）どこまで入れるべきか、ということについては、松平直明の判断に任せる、④城受け取りの時には、鉄砲には玉を込めず火縄には火を付けさせる、⑤城の受け取り後は、在番の大名と交代するまで、松平直明は城内に在城する、⑥本丸で火を炊くことは支障はない、という諸点を指図した。

さらに、酒井忠圏より出された伺書に対して、①城受け取り当日、鉄砲の袋を取り玉を込めず、火縄には火を付すること、②城受け取り以後、番人等以外の人数は適当な数を城内へ残し、残りの人数はその日（城受け取りの日）より国元に返しても支障はない、という諸点を指図した。

この指図内容からは、曲輪を受け取る順序は本丸が一番最後であることや、鉄砲には玉を込めず、火縄には火を付るという、いわば臨戦体制を示したことがわかり注目される。こうした示威行為（デモンストレーション）は、当該城主が改易されて、いわば制圧軍が城下に入ってきたことを視覚的に示す古効果があったと思われる。

翌日に津山城受け取りを控え、「津山城請取之次第」という城受け取りの手順を記したマニュアルが作成され、赤井時尹、仁賀保誠信に渡された。その内容からは次のような手順が理解できる。

〔1〕城受け取りの日は、松平直明、酒井忠圏が寄場へ詰め、指図次第にまず酒井忠圏に仁賀保誠信を添えて、二の丸、三の丸、外曲輪まで受け取り、この（受け取ったという）指図次第に、松平直明に赤井時尹を添えて本丸を受け取る。

〔2〕田村建顕、水谷勝阜も寄場まで出るようにする。

〔3〕城中では、津山藩の番人より（城門の）番所を受け取り次第に、それらの番人を城外へ出す。

このように城受け取りが終了し、諸門も固めたあとに、松平直明、酒井忠圏からの注進次第に田村建顕、水谷勝阜は惣人数を寄場に置いて、近習回りと持鑓（の者）ばかりを連れて本丸へ入る。この時、津山藩の家老と役人で残っていた者を下乗のところまで速やかに出す。

〔4〕 上使田村建顕が本丸へ入り大書院に着座し、松平直明、酒井忠圏、水谷勝阜、赤井時尹、仁賀保誠信と代官3人も着座して、津山藩で残っている者を召し出す。そして、田村建顕の家臣一人が黒印状と老中下知状を持参し、上座にてこれを読む。

〔5〕 田村建顕が旅宿へ帰ったあとで、水谷勝阜も来て、（城受け取りについて老中への報告を記した）注進状を書く。

〔6〕 城受け取り大名（松平直明、酒井忠圏）の番人等以外の人数は丁場において、それぞれ宿所へ入る時には、田村建顕の方より知らせるので、（城内で）混雑しないようにする。

以上のように、具体的なマニュアルが城受け取りの前日に決まっており、そのマニュアルからは、当日は添目付がそれぞれ城受け取り大名に配属される（上記〔1〕）、城を受け取る際の具体的場所は櫓などではなく城門の番所である（上記〔3〕）、上使と目付は城受け取りが終了したあと、本丸に入る（上記〔3〕）、上使、目付、添目付、代官、城受け取り大名が揃って、津山藩家臣に対面し、上使の家臣が黒印状と老中下知状を読み上げる（上記〔4〕）、城受け取りの際の混雑状況を回避する配慮がみられる（上記〔6〕）、などの諸点がわかり興味深い。

#### 【10月11日】

城受け取りの当日にあたり、この日早朝に酒井忠圏は押入村から津山城下に入り北の門（搦手にあたる）に詰めた。そして、松平直明も早朝に川辺村から津山城下に入り大手（門）の左右に人数を配置した。同様に、田村建顕、水谷勝阜も勝間田を早朝に出て津山城下に入った。このように、津山城の受け取り前日までは（前日も含めて）、上使、目付、城受け取り大名は、津山城下に入っていないことは注目される（ただし、前述のように添目付だけは津山に先乗りしていた）。つまり、城受け取りが終了するまでは、津山城及び城下の管理・統治権は津山藩（森家）側にあり、城受け取りが終了してはじめて、津山城及び城下の管理・統治権が幕府側に移管することを示している。

城の受け取りは、二の丸、三の丸、外曲輪の受け取り後、本丸を受け取り、本丸大書院において田村建顕の左側に水谷勝阜、赤井時尹、仁賀保誠信、代官が、右側に松平直明、酒井忠圏が着座し、津山藩の家老森采女など7名を召し出し、田村建顕の家臣が黒印状と老中下知状を読み聞かせた。城受け取り終了後、津山城下の宮川橋の札所に高札を立てた（この時、旧藩主である森長成の制札は破棄している）。高札は、①元禄10年10月11日付の田村建顕、水谷勝阜連署による5ヶ条の「條々」の高札、②元禄10年10月11日付の赤井時尹、仁賀保誠信連署による4ヶ条の「條々」の高札、③代官衆によるキリストン禁制の高札の3枚が立てられた。特に上記①の高札には、喧嘩・口論の禁止、竹木伐採の禁止などのほか、旧津山藩家臣が城下を引き払うことは、本日（10月11日）より30日以内とするなどが記されていた。

このように、高札は上使、目付の連署（2名）で1枚、添目付の連署（2名）で1枚、代官衆の連署（3名）で1枚立てられたことになる。なお、上記①の高札は江戸において条文を記したもののがつくられ、高札を立てた日にその日付を記したものであった。

こうして、前藩主の高札を破棄して、新しい幕府が派遣した上使等による新しい高札を立てたこ

とは津山城及び城下の統治権が幕府側に移行したことを明確に示すものであった。

この日、田村建顕、水谷勝阜は連署して、津山城の受け取りが無事終了し、旧津山藩家臣がすべて城内から退去した旨の注進状を老中4名に宛てて出した。

城門の出入りについては、明日12日の朝より大手と北口（外曲輪の2つの門）の出入りを判鑑によってチェックすることを外曲輪を受け取った酒井忠圏の家臣に申し渡すことになった。よって、家臣の出入りは、焼印の木札によって通すこととした。このように、外曲輪の大手と北口の2つの門の出入りだけに言及しているので、外曲輪の他の門は閉鎖して出入りさせなかつたと考えられる<sup>(15)</sup>。このチェック体制を具体的に示したものとして、元禄10年10月12日付で、赤井時尹、仁賀保誠信が連署して出した大手京橋御門の城門規定（7ヶ条の「定」）がある。

このほか、11日には、田村建顕の家臣が旧津山藩家老の長尾隼人に対して、（城付の）武具方帳面を城受け取りの大名へ提出するよう要請している。また、同日には、浅野綱長の家臣の沖権大夫が田村建顕の家臣に対して、津山城の在番中、津山城内外の破損修復は浅野家からは申し付る必要がないこと、津山城の本丸や外曲輪には虎口（出入口）が多く不用心なので、1、2ヶ所の虎口を開けておきそれ以外の城門は閉めて番人を置くこと、などを記した伺書（17ヶ条の「覚」）を出している。

城受け取り大名などの所在場所は、本丸を受け取った松平直明が本丸に所在した以外は、酒井忠圏は森対馬守屋敷、水谷勝阜は各務兵庫屋敷、赤井時尹は森采女屋敷、仁賀保誠信は関式部屋敷に所在するなど、それぞれ旧津山藩家臣の屋敷に所在した。

#### 【10月12日】

旧津山藩家臣より城受け取り大名である松平直明、酒井忠圏に対して、城付武具帳が提出された。この城付武具帳は田村建顕が江戸へ持参して老中へ提出するので、その写を作成するように田村建顕が赤井時尹、仁賀保誠信に対して指示した。このことは津山城の城付武具帳は、老中が披見する重要書類であったことを示している。

#### 【10月13日】

田村建顕による本丸（天守まで見分）、二の丸、三の丸の見分がおこなわれた。このことは、城受け取りの2日後に上使が城内の各曲輪を一通り見分した、ということを示している。また、幕府による津山城管理下において、上使が最高ランクに位置し、將軍の名代として城内を見分したこと意味した。

#### 【10月14日】

城受け取り大名である松平直明（本丸受け取り）、酒井忠圏（二の丸、三の丸受け取り）の人数と在番大名である浅野綱長の在番の人数とが交代した。この様子は、10月14日付で田村建顕、水谷勝阜は連署して老中4名等へ宛てた報告の書状内容によると、10月14日の辰の上刻（午前7時頃）より松平直明、酒井忠圏は、赤井時尹、仁賀保誠信の指図を受け、城内の番所を浅野綱長の家臣へ順次引き渡した。この時、田村建顕、水谷勝阜は大手にいた。在番大名との交代が終了すると、

松平直明は当日（14日）に津山を発足し在所（明石）に立ち寄って参府することになった。（同日に）酒井忠圏も在所（小浜）へ向けて津山を発足した。このように、松平直明、酒井忠圏は城引き渡しが済むと当日中に津山を発足したことがわかる。

城引き渡しの具体的状況は、前日にあたる10月13日付の赤井時尹、仁賀保誠信による計画によれば、①二の丸、三の丸の在番人数は北口御門の西方に人数を配置し、赤井時尹からの書付による指示次第に人数を入れる、②諸番所へ（交代を）知らせる者は（交代を知らせた）番所の名を木札に書き付けて北口御門内に置く、③本丸の在番人数は大手京橋御門の西方に人数を配置し、二の丸、三の丸の在番への交代が終了すると、赤井時尹から仁賀保誠信へ報告があるので、仁賀保誠信からの書付による指示次第に人数を入れる、④諸番所へ（交代を）知らせる者は（交代を知らせた）番所の名を木札に書き付けて大手京橋御門内に置く、⑤二の丸、三の丸の在番は沖権大夫（広島藩年寄）が家臣及び武具・馬を城中へ入れ、しかるべき場所に配置して赤井時尹の指図を受ける、⑥本丸の在番は浅野伊織（広島藩家老）が家臣及び武具・馬を城中へ入れ、しかるべき場所に配置して仁賀保誠信の指図を受ける、というものであった。

このように、二の丸、三の丸の在番人数が北口御門から入り、本丸の在番人数が大手門から入るパターンは、前述したように、城受け取り大名が人数を城内に入れた時のケースと同様であることがわかる。こうした大手と搦手の両門から人数を入れるパターンは、他の城受け取りのケースでも共通するのかどうか、という点は今後検討する必要があろう。

なお、この場合、添目付である赤井時尹、仁賀保誠信の役割を勘案すると、上使（田村建顕）、目付（水谷勝阜）が全体の監督業務にあたったことに比較して、添目付の2人は現場マネージャー的な現場での直接的指揮業務にあたったことがわかる。つまり、上使、目付が上位ランク、添目付が下位ランクと位置付けられる。

ちなみに、浅野家の在番人数は、2525人（惣侍数77人〔惣騎馬数75騎〕、歩行組そのほか役人30人、惣足軽435人、小人220人、騎馬14騎〔家老、年寄の家臣〕、家中雜兵1749人）であり、足軽、小人、家中雜兵などの合計人数が全体の約95%を占めていたことがわかる。

#### 【10月15日】

田村建顕が城外の見分をおこない、水谷勝阜、赤井時尹、仁賀保誠信も同道した。また、赤井時尹、仁賀保誠信より津山城付武具帳1冊が田村建顕、水谷勝阜に対して提出された。そのほか、本丸は虎口が多く、足軽のみの番所もあるので火の元が不用心であるため、赤井時尹、仁賀保誠信が見分の上、（門を）締切りにしてもよいところは、そのようにする旨の報告があった。

#### 【10月16日】

田村建顕は「津山御用」が終了して、この日の明六ツ（午前6時頃）少し過ぎに津山を発足した。この時、建顕は大手門より出ている。

#### 【11月4日】

田村建顕が江戸屋敷に到着した。その後、月番老中土屋政直に会い、津山では（城受け取りが）無事終了した旨の概略だけを申し上げた。

【11月5日】

田村建顕、水谷勝阜が登城し、月番老中土屋政直に会ったものの、本日は御用が多く老中列座ができないということを言わされたので、黒印状と老中下知状などを土屋政直に直接返却し、美作国絵図1枚、津山城絵図1枚、家中分限帳1冊、城付武具帳1冊などは若年寄の加藤明英へ渡した。

このように、江戸から持参して、津山城受け取り当日に本丸大書院において津山藩の家老に対して読み聞かせた黒印状と老中下知状は、江戸まで持ち帰り月番老中に返却するものであったことがわかる。

【11月7日】

田村建顕、水谷勝阜が登城し、老中5人<sup>(16)</sup>が列座する前に出て、これまでの日程の概要や、城受け取り当日の状況などを報告した。

【11月15日】

田村建顕が登城し、將軍綱吉に御目見して帰府の御礼を申し上げた。

【11月18日】

田村建顕が家臣に対して種々の下賜をおこなった。

【12月22日】

津山に残っている赤井時尹、仁賀保誠信より、旧津山藩家臣が12月22日までにすべて城下を引き払った旨の報告が同日付の書状で田村建顕、水谷勝阜宛になされた。

【元禄11年正月18日】

田村建顕が赤井時尹、仁賀保誠信宛に書状を出し、津山城主が決まった<sup>(17)</sup>ので近々そちらにも知らせが行くことを報じた。

このように見ると、添目付の2人（赤井時尹、仁賀保誠信）は、上使（田村建顕）、目付（水谷勝阜）が江戸に帰ったあとも、在番大名の人数とともに津山に残っていたことがわかる（以上の田村建顕の動向のうち主要な項目を表2としてまとめた）。

### 3. 津山城受け取りの具体的プロセス－城受け取り大名酒井忠圏の動向－

元禄10年の津山城受け取りのプロセスを知り得る史料については、上述したように、上使としての立場より記載された田村家史料A、B、Cがあるほか、城受け取り大名としての立場より記載された酒井家の関係史料も存在する。これは、酒井家文庫蔵「津山城請取記」（内表紙には「元禄年中忠圏公作州津山城御請取一件」と記されている。以下、本稿では酒井家史料と略称する<sup>(18)</sup>）という史料で、元禄10年8月29日（江戸藩邸へ老中奉書が到来し、小浜藩主酒井忠圏が津山城受け取

りが命じられた日)～同年10月22日(酒井忠圏が小浜に帰城した日)まで記載されている。

その内容をもとに酒井忠圏の動向についてまとめると、表3のようになる。表3からは、①上使田村建顕が酒井忠圏の倉敷村到着の日付まで指定している(9月24日条)、②小浜藩の城受け取り人数の編成は、一番組、二番組、旗本組という3組編成であり、合計人数は約2500人であった(9月29日条)、③旧津山藩家臣の津山退去期限は城引き渡しの10月11日以後30日間がリミットとして設定された(10月6日条)、④酒井忠圏の人数寄せ場(丁場)には榜示杭を立て、榜示杭には「酒井鞆負佐丁場」と書いた(10月8日条)、⑤城付武具はそれぞれ実際にチェックするのではなく、帳面の受け取りのみであった(10月12日条)、⑥目付より城中及び城まわりを昼夜3度ずつ巡回するように指図された(10月12日条)、⑦外曲輪(酒井忠圏の担当エリア)の大手門と北口門以外は城門を閉めて往来させないことを検討している(10月12日条)、⑧幕府から23日分の扶持米として1050人扶持が与えられた(9月23日条、10月13日条)、⑨酒井忠圏の人数が津山城を守備・管理したのは、津山城受け取りの当日(10月11日)から在番の浅野綱長の人数へ引き渡した日(10月14日)までの4日間だけであり、城引き渡しの当日(10月14日)に酒井忠圏は津山を発足した(10月11日条、10月14日条)、などの諸点が特に注目される。

上記①は、上使が城受け取り大名の津山へのタイムスケジュールを組み立てて管理・指示していたことがわかり、上記②の3組編成という点は享保10年の松本城受け取りのケースにおける松代藩主真田幸道の編成<sup>(19)</sup>と共通している。上記③のタイムリミットを30日間とする点も享保10年の松本城受け取りのケースと共通する<sup>(20)</sup>。上記④の榜示杭については、松平直明、田村建顕も津山城下の担当丁場にそれぞれ榜示杭を立てて名前を書いたことが酒井家史料には記されているが、このように丁場の境界に杭を立てることは元禄14年の赤穂城受け取りのケースにおける龍野藩主脇坂安照の丁場と共通している<sup>(21)</sup>。上記⑤の城付武具帳については、元禄14年の赤穂城受け取りのケースでも作成されているので<sup>(22)</sup>、城付武具帳の作成は元禄期には定例化していたことが窺われる。

上記⑥は、城受け取り大名の役目として、城の単なる管理以外に警備業務も入っていたことを示している。このことは、城主とその家臣がいなくなった城を保守・管理・警備するには、多くの兵力が必要であり、城受け取り大名が動員される意味はその点にあったことが理解できる。上記⑦からは、城内に多く存在する城門はすべてが常時開閉していたのではなく、場合によっては一部の城門のみに往来を限定したことがわかり、事態に照応した城門の運用という点で注目される。

上記⑧については、幕府から扶持米が支給されるということは、城受け取りが幕府から命じられた公役(公儀の役)であることを示している。具体的には、酒井忠圏の場合、7万石の役高で1050人扶持であるので、1万石の役高では150人扶持という基準があったことになり、田村家史料Bによれば、田村建顕の場合、1万5000石の役高で225人扶持なので、この基準に合致する。また、元禄14年の赤穂城受け取りの脇坂安照の場合、3万5000石の役高で525人扶持、同じく木下公定の場合、1万5000石の役高で225人扶持なので<sup>(23)</sup>、1万石の役高で150人扶持という基準になっていることがわかる。享保10年の松本城受け取りの真田幸道の場合、3万石の役高で450人扶持なの

で<sup>(24)</sup>、この場合も、1万石の役高で150人扶持という基準に合致する。よって、城受け取り大名に対する扶持方の基準は、元禄期～享保期には1万石の役高で150人扶持であったことがわかる。こうした扶持方の支給人数と実際に城受け取り大名が現地に派遣した総人数（実数）とは乖離があつたようで、酒井忠圀の場合、2576人なので1526人才オーバーしている。また、田村建顕の場合、852人なので627人才オーバーしている。そのほか、享保10年の松本城受け取りの真田幸道の場合、2243人なので1793人才オーバーしている<sup>(25)</sup>。もちろん、こうした総数には又者（陪臣）の人数も多く含んでいるので、扶持方の支給人数をはるかに上回ってしまうのはやむを得ないが、それでも城受け取り大名にとっては大きな財政支出であったことは間違いない。なお、扶持方の日数計算は、酒井忠圀の場合、小浜を発足した9月29日から小浜に帰着した10月22日までの23日分となっているが、こうした計算式は他の城受け取りのケースでも同様であるのかどうか、という点については今後検討する必要がある。

上記⑨は、城受け取り大名の城での所在期間が4日間だけという短期間だったことがわかるが、寛文8年の島原城受け取りのケースでは、城受け取り大名は約1月間、城に所在してから在番大名に引き渡しているので<sup>(26)</sup>、時代が下るに従って城での所在期間が短くなつていった可能性も考えられるので、その点については今後他の事例をも考慮しながら検討していく必要がある。

#### 4. 津山城受け取りに関する分析

上述した津山城受け取りについて、ポイントとなるべき諸点について以下にまとめてみたい。

まず、上使の役割については、田村建顕の動向を見るとわかるように、上使として老中の指示を仰ぐとともに、結果に関しては報告するなど老中の指揮下にあつたことがわかるが、城受け取りのスキームは田村建顕が主導的に立案・実行し、そのスキームの中で添目付、代官、城受け取り大名、在番大名を動かしたことがわかる。そもそも上使というのは、「江戸幕府から諸大名などに上意を伝えるために派遣した使者」<sup>(27)</sup>であり、その意味では津山城受け取りにおいて津山に派遣される幕府のメンバーの中では最高位に位置付けられるため、そうした役割を担つたのは当然であった。また、奏者番の役割が「諸大名に対し將軍の上使（上意を伝えるための使者）として立つ重要な役」<sup>(28)</sup>である点を考えると、奏者番である田村建顕が津山城受け取りの上使に選任されたことも至当な結果であった。

上使=上意（將軍の命令）を伝える使者であることは上述したが、この上意を具現化したものが史料中に「御黒印」という表記で出てくる將軍綱吉の発給した黒印状であった。田村家史料Bには、元禄10年9月15日付<sup>(29)</sup>の黒印状は、上使・目付宛と、城受け取り大名2名宛というように2つ出されているが、津山城大書院で津山藩家老に読み聞かせたのは、上使・目付宛の黒印状であったと考えられる。その理由は、上使・目付宛の黒印状は止め文言が「其外載下知状者也」と記されてい

て、同日付の上使・目付宛の老中下知状の止め文言が「依仰執達如件」と記されている点にある。笠谷和比古氏は、この関係について、「両文書の一体性」と指摘し、両文書を「対の関係」ととらえているので<sup>(30)</sup>、津山城大書院で津山藩家老に対して黒印状と老中下知状を読み聞かせたのは、こうした両者の一体性に照応していないといけないわけで、その意味では上使・目付宛の黒印状がそれに該当する、ということになる。

上使が立案した津山までの旅程を含むスキームは、それまでの先例をもとに作成されたものと思われ、このことは津山城下に高札を建てる件で上使がいくつかの先例を検索していることからも容易に推察できるが、こうした先例集がアーカイブズ（公文書）として幕府側にストックされていたことが十分に想定される点は注目される。元禄期にはこうしたこれまでの先例をもとに、城受け取りに関するプロセスが定式化されていたことを窺わせる。

津山に向けて江戸を発足するまで（8月3日～9月22日までの約1ヶ月半）の田村建顕の動向を見ると、目付、添目付、代官と詳細なスケジュールの打ち合わせをおこない、城受け取り大名、在番大名とも連絡をとって指示したほか、8月中旬には津山藩家老・用人を呼び城絵図を提出させて城内の様子を聞くなど、全体的なスキームの立案に奔走していたことがわかる。さらに、城受け取り当日のシミュレートも事前におこなうなど、江戸での準備段階で城受け取りの詳細なプロセスを決めてしまい、実施段階ではそのスキームを忠実に実行するだけであった点は注目される。幕府側の対応としては、森家の改易決定の翌日（8月3日）には早くも上使と城受け取り大名を任命したことがわかるので、こうした幕府側の迅速な対応が約1ヶ月半の入念な準備を可能にした要因とも言えよう。逆に考えると、上使の決定に手間取った場合、その後の城受け取りのスキームの立案に支障が出てきたはずであり、スキーム立案の中心人物の早期における任命がキーポイントであった、ということになろう。

次に、今回幕府から任命されて派遣されたスタッフのメンバー構成をみると、上使1人、目付1人、添目付2人、代官3人、城受け取り大名2人、在番大名1人という構成であった。この構成を他の城受け取りのケースと比較すると、表4のようになる。表4では津山城のケース以外に3例提示したが、津山城の受け取りスタッフのメンバー構成に近いのは島原城のケースであり、上使1人、目付3人、銀勘定方2人、代官2人、城受け取り大名2人、在番大名1人という構成は近似している。逆に、赤穂城や松本城のケースでは上使が派遣されていないほか、城受け取り大名のうち1人がスライドする形で在番大名も勤めたり（赤穂城のケース）、城受け取り大名が在番大名も兼ねる（松本城のケース）という点は大きく異なっている。この点を勘案すると、一概に改易大名の城受け取りとは言っても、受け取りスタッフのメンバー構成において、いろいろなパターンがあったことがわかる。表4に例示した事例はわずかの数しかないので、こうしたパターンの違いが時代的な新旧の要因によるものか、あるいは他の要因（改易大名の石高など）によるものか、などの点を今後多くの事例数を検討して分析していく必要があろう。

また、上使や目付に任命される者の幕府での役職は、上使は奏者番（かつ大名）である者、目付

は幕府でも目付の役職にある者、或いは、使番か小姓組か書院番であることがわかる。島原城のケースと津山城のケースを比較すると、島原城受け取りの目付である内藤正俊と内藤守政は添目付としての性格を持っていたと考えられる。これらの役職のランクを考慮すると、奏者番は大名役なので、この中では最もランクが高く、以下は目付、使番、両番の内いすれか（書院番或いは小姓組）という順にランクが下がるので、奏者番>目付>使番>書院番・小姓組というランクの上下関係になる。この点を勘案すると、津山城のケースを見てもわかるように、目付が3人いる場合でも、そのなかに上下関係が存在し、幕府の役職でも目付にある者は上使とペアを組んで役務をこなし、残りの2人の目付が添目付としてペアで役務をこなしたのである。ただし、添目付2人の中でも上下関係があり、使番の者がメイン、書院番或いは小姓組の者がサブという位置付けであったと考えられる。

表4からは、このほかに、城受け取り大名が入城する時に、大手と搦手の門から別々に入城したことがわかり（松本城のケースは除く）、本丸を受け取る大名が大手門から入る、という原則が読み取れる。この点についても今後多くの事例検討をおこない、こうした原則が広く通用するのかどうか検証していく必要がある。また、城受け取り大名、在番大名の役高を見ると、本役は一例もなく、半役、3分の2役（あるいはそれに近似）、3分の1役に近似という3パターンに大きく分けられる。このように役高は半役以下で賦課されたと想定されるが、これは、役高がその大名の動員人数と照応関係にあることを考慮すると、余りに多くの人数を動員しても混雑するだけであるので、城や城下に駐屯させる適性規模の人数を勘案した場合、極端に大きい役高の賦課は幕府としても避けたものと思われる。また、改易大名の居城や城下に一定期間駐屯させる兵力数でよかつたという側面もある。ただし、役高が半役以上のケースが皆無だったのかどうか、という点については今後他の多くの事例を検討する必要がある。なお、津山城のケースでの広島藩（浅野綱長）は12分の1役というように例外的であるが、これは広島藩の知行高が37万6000石もあるので、そのような賦課の計算になったと思われる。在番大名については、津山城のケース、松本城のケースでは、大名自身は在城せず、家臣のみを駐屯させているが、これは在番期間が数か月に及ぶため、それだけの期間大名自身が改易大名の居城にとどまることは公務の支障にもなるので、そうした理由によるものであろう。

## おわりに

改易大名の居城受け取りという行為は、幕府側からすると一大名の居城であっても城主（藩主）が改易された場合、次の城主が決定するまでの期間（＝城主不在期間）はその城と城下を幕府の治安統制下に置いたことを示している（城受け取り以前に幕府スタッフが城下に高札を立てた先例がなかったことからもわかるように、時間軸の推移という点からすると、城引き渡しが完了した時点

ではじめて城と城下の統治権が幕府側に移行したことになる）。その治安統制を推進する役割を果たすために現地に派遣されたのが将軍の代理人である上使などであった。

具体的には、城受け取り当日に將軍発給の黒印状、老中連署の老中下知状を城内の本丸において旧藩家老に対して読み聞かせ、城下に新しく制札を立てる（それまでの旧城主の制札は破棄した）ことで、旧城主の権力が廃棄され、幕府の統制下に置かれたことを視覚的に明確にさせたのであった。城受け取り当日、城受け取り大名の家臣に鉄砲には玉を込めず、火縄には火を付ける状態で臨むことを上使が指図したことは、城と城下を幕府権力が軍事制圧する様子を可視化させた効果をもたらしたと推察される（鉄砲の火縄に火を付けさせることは島原城、松本城のケースでも同様である<sup>(31)</sup>）。ただし、鉄砲に玉を込めていない点からすると、フィクション的な軍事制圧のポーズでしかなかったとも理解できよう（城の引き渡しを拒否して戦争になった事例はなかったからも軍事制圧のポーズが単なるフェイク〔見せかけの動作〕であったと考えることは可能であろう）。

城受け取りにおいて、旧城主サイドの家臣と城受け取り大名の家臣との交代がおこなわれたのは、城門とその番所が中心であり（城受け取り大名が曲輪別に城を受け取るということは、それぞれの城門とその番所を受け取るということを意味しており、櫓などを優先して受け取るという意味ではなかった）、番所を含めて城の出入り口を押さえることがポイントであったと考えられる。つまり、城の出入りを押さえる城門を制圧することが城そのものを制圧することにつながったことを示している。この点は、城の機能を考える場合、城主の交代では天守や櫓よりも城門の方が重要度が高かったと理解できるので、城の持つ本源的意味を考える上でも示唆的である。

一方、城受け取り大名からすると、国元より他藩の城地まで家臣に集団的行軍をさせたことになり、戦争がなかった時代において、戦時編成のエクササイズになったであろうことは容易に推察できる。その意味では、穿った見方をすれば、津山城受け取りにおいて、備後福山藩主水野勝種の代役とはいえ、津山とは近距離関係ない小浜藩主酒井忠園をわざわざ城受け取り大名に命じた幕府の意図は、譜代大名の酒井忠園に戦時エクササイズの機会を与えたと推測することもできよう。そして、城受け取り大名が、一定期間、他藩の城郭を幕府権力の代行として維持・管理するということも戦時エクササイズになったであろう。つまり、城受け取り大名が直接城内に入るということは、いわば合法的に他藩の居城を実地見分できるわけで、その意味では稀有な機会であったことは間違いない、さらに一定期間その城を管理することは、戦時において他地域の城を占拠するノーハウの習得とも関連すると思われる所以、今後はこのような視点から城受け取りを検討する必要もある。

改易大名の居城受け取りを幕府が賦課する公役（公儀の役）という観点から見ると、將軍発給の黒印状が出されるという点において、近世初期の公儀普請（城普請）との共通性が看取される。具体的には、津山城受け取りでは、上述のように、上使・目付宛と城受け取り大名宛にそれぞれ5ヶ条の黒印状が出されたが、近世初期の公儀普請3ヶ条、或いは、5ヶ条の將軍発給の黒印状が出されており<sup>(32)</sup>、条数が同じであることと、条項の内容も喧嘩・口論の禁止、竹木伐採の禁止、押買狼藉の禁止、人返しの禁止などは共通している。このことは、城受け取り、公儀普請とともに、公儀が

賦課する公役であって、そのことを明確に示したのが將軍発給の黒印状の存在であった。

城受け取りのプロセスの観点から見ると、江戸にて幕府スタッフや城受け取り大名、在番大名の津山への旅程（タイムスケジュール）を日付ごとに決めておくなど、事前の準備段階で綿密に検討し、実施段階はその事前準備に沿って実行するのみであったという点において城郭修補許可制<sup>(33)</sup>と共通する性格を有している。これは、両者ともに先例をもとに検討して実施する、という点で共通しており、その意味では事前準備が粗略であった場合、実行が頓挫する危険があるので、事前に関係者に十分な指導・指示をしてコンセンサスを得ておく必要があったことによるものであった。

最後に、今回本稿で扱った史料である田村家史料A、B<sup>(34)</sup>、C及び酒井家史料の史料的性格について触れておくと、前述したように城受け取りでは先例を重視する傾向があったので、田村家でも酒井家でも今後、同様に城受け取りを幕府から命じられた場合、そのプロセスを記録した資料を作成しておく必要があったものと思われる。つまり、城受け取りのマニュアルブックとも言える性格を有していたと位置付けることができよう。そして、このことは大名サイドのアーカイブズ（記録保管）という視角からも注意される点である。

本稿では、元禄10年の津山城受け取りについて扱ったが、今後の検討点として、マクロ的には、江戸時代を通して大名改易の居城受け取りは、ほかにも多くの事例が存在するので、そうした事例の分析を通して、城受け取りのプロセスが江戸時代を通してどのように変化したのか、或いは、変化しなかったのか、また、城受け取りに関する先例はいつの時代に確立したのか、という点を通時に考察する必要がある。そして、個々の課題としては、他の城引き渡しのケースと比較して、①城引き渡しは早朝におこなうことが通例化していたのか、②城引き渡し後の城門通過の際に、判鑑（木札）により出入りをチェックすることは、いつの時代から通例化したのか、③城受け取り大名が複数の場合、本丸を受け取る大名の決定は知行高を基準にしたのか、或いは、家格を基準にしたのか、などの点を検討する必要があるが、こうした諸点の分析については他日を期したい。

### 【註】

- 1 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、1993年）における「第十章 大名改易論」の「第三節 大名改易の実現過程」の中の「(二) 戦争行為としての城地受取り」。
- 2 前掲註（1）と同じ。
- 3 長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」（織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター）。この長屋氏の報告は、松浦史料博物館所蔵の関係史料の分析によるものである。
- 4 生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」（『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年）。
- 5 北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」（『松代—真田の歴史と文化—』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年）。

- 6 拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」（『別府大学大学院紀要』8号、別府大学会、2006年、に掲載予定）。
- 7 拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」（『別府大学大学院紀要』8号、別府大学会、2006年、に掲載予定）。
- 8 後掲註（11）・（12）・（13）参照。
- 9 後掲註（18）参照。
- 10 外様小藩の藩主である田村建顕が幕府の奏者番になった政治的背景には、5代將軍徳川綱吉の譜代大名抑圧、外様小藩主および支藩主の幕吏登用政策があった、とされる（『藩史大事典』1巻、雄山閣出版、1988年、136頁）。ちなみに、外様大名である平戸藩主松浦棟が元禄4～同7年に寺社奉行を勤めたことも、この類例に入れることができよう。
- 11 「元禄十丑年八月十日 作州津山御用留」（『津山城 資料編II』、津山市教育委員会編集・発行、2001年、45～56頁）。
- 12 「作州津山江上使之節留書」（前掲『津山城 資料編II』、57～91頁）。
- 13 「作州津山江上使之節留書 二冊之内」（前掲『津山城 資料編II』、92～133頁）。
- 14 『新訂寛政重修諸家譜』第6（続群書類從完成会、1964年、46頁〔水野勝種の項〕）によれば、水野勝種は元禄10年8月23日に福山において死去した。
- 15 後述する酒井家史料の元禄10年10月12日条には、外曲輪では大手門と北口門の両所より往来させて、それ以外の門は閉めて往来させないことを小浜藩の家臣が検討していることが記されている。
- 16 この場合の老中5人とは、阿部正武、戸田忠昌、土屋政直、小笠原長重、大久保忠朝であったと考えられる。この内で、大久保忠朝は元禄10年6月25日に奉書の加判からはずれ、翌11年2月15日に老中を退任しているので（『新訂寛政重修諸家譜』第11、続群書類從完成会、1965年、384頁）、同10年11月7日の時点では老中奉書に署名はしていなくても老中に在任していたことはあきらかである。
- 17 津山城の新城主として松平長矩が任じられたのは元禄11年1月14日である（『徳川実紀』第6篇〈新訂増補国史大系43巻〉、吉川弘文館、1999年、317頁）。
- 18 「津山城請取記」（『小浜市史』藩政史料編1、小浜市役所、1983年、542～588頁）。この史料には津山城（城下も含む）の絵図が付けられていて、城の中心部には「山城三重」と記されているが、これは本丸、二の丸、三の丸という3つの曲輪のことを指していると思われる。
- 19 前掲註（5）と同じ。
- 20 前掲註（5）と同じ。
- 21 前掲註（4）と同じ。
- 22 前掲註（4）と同じ。
- 23 前掲註（4）と同じ。

- 24 前掲註（5）と同じ。
- 25 前掲註（5）と同じ。
- 26 前掲註（3）と同じ。
- 27 新村出編『広辞苑』第5版（岩波書店、1998年、1314頁）。
- 28 笹間良彦『大江戸復元図鑑』〈武士編〉（遊子館、2004年、206頁）。
- 29 元禄10年9月15日は、松平直明と田村建顕が將軍綱吉より津山への御暇を下された日である（田村家史料B）。
- 30 笠谷和比古『近世武家文書の研究』（法政大学出版局、1998年、86頁）。
- 31 前掲註（3）・（5）と同じ。
- 32 拙稿「近世初期の城普請における法度」（拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年）。
- 33 拙稿「居城修補規定の実際的運用」（前掲・拙著『日本近世城郭史の研究』）。
- 34 田村家史料Bには、「虎口」の用例が2ヶ所出てくる（前掲『津山城 資料編II』、61、78頁）。  
これは元禄10年の時点で「虎口」の用例が藩政史料（田村建顕が幕府の奏者番であったことからすると幕政史料という見方もできるが）において、城郭関係用語として使用されていた、という点で注意される。

表1

添目付赤井時尹による9月12日段階での予定計画  
（「作州津山江上使之節留書」より）

【元禄10年】

9月15日	(將軍より) 御暇を下される。
同 日	御用済。
9月16日	津山城受け取り大名の松平直明（明石藩主）が江戸を発足。
9月18日	添目付赤井時尹、仁賀保誠信が老中廻りをおこなう。
9月19日	赤井時尹、仁賀保誠信が江戸を発足。
9月22日	上使田村建顕、目付水谷勝阜が江戸を発足 <sup>(注1)</sup> 。
10月 5 日	赤井時尹、仁賀保誠信が津山に到着。
10月 8 日	田村建顕、水谷勝阜が勝間田に到着。
10月 9 日	田村建顕の勝間田の旅宿へ松平直明、酒井忠圏（小浜藩主）、赤井時尹、仁賀保誠信が集まり、諸事について対談。
10月10日	津山城受け取り大名は津山での定められた丁場へ人数を置き、酒井忠圏が二の丸、三の丸を受け取り、そのあと、松平直明が本丸を受け取り、本丸大書院にて城受け取り大名と目付が立ち会い、上使が下知状等を読ませる <sup>(注2)</sup> 。
同 日カ	(城受け取り完了について老中への) 注進状を継飛脚にて出す。
同 日カ	津山城受け取りの時、田村建顕、水谷勝阜は大手（門）の番所に手回りの者だけでいることとする。赤井時尹は（大手門の）番所の前で（大手より入る）松平直明の人数に対して作法等を指図する。
同 日カ	仁賀保誠信は酒井忠圏に添えることとする。
同 日カ	(酒井忠圏により) 二の丸、三の丸の（城門の）諸番所の交代が済んだことを、仁賀保誠信より赤井時尹へ注進したあと、松平直明が本丸を受け取る。本丸の受け取りが済むと、そのことを仁賀保誠信へ赤井時尹より注進する。その間、酒井忠圏と仁賀保誠信は、二の丸、三の丸のいずれかの（城門の）番所に待機する。本丸の受け取りが済むと、田村建顕、水谷勝阜、赤井時尹が本丸に行くので、この時に、仁賀保誠信と酒井忠圏も本丸へ行くこととする。
同 日カ	諸番所の交代の案内の者は、津山藩の家臣に申し付けることとする。
同 日カ	城受け取り大名の丁場（町場）の割り渡しは、事前に赤井時尹と仁賀保誠信の方へ（城受け取り大名の）家臣を寄越して指図を受けるようにする。
同 日カ	田村建顕の人数立ての丁場についても同様とする。
同 日カ	酒井忠圏の惣人数については、諸番所を交代して残った人数は城内へすべて入れるべきか、丁場に残しておくべきか、ということ（→この点は、検討事項として記載されたと思われる）。

(注1) 実際には、田村建顕、水谷勝阜が江戸を発足したのは9月23日である。

(注2) 実際には、津山城受け取りがおこなわれたのは10月11日である。

表2

## 上使田村建顕の津山城受け取りのプロセス

（「作州津山江上使之節留書」等より）

【元禄10年】

8月3日	田村建顕（奏者番）が老中より津山城受け取りの上使に命じられる。城の受け取りは明石藩主松平直明と備後福山藩主水野勝種が命じられる。
8月4日	老中小笠原長重に発足の日と役高について問い合わせる。
8月5日	水谷勝阜（目付）が目付、赤井時尹（使番）、仁賀保誠信（小姓組）が添目付に命じられる。津山へ派遣される代官として、竹村嘉躬、岡田俊易、守屋助次郎が命じられる。広島藩主浅野綱長が津山城の在番を命じられる。
8月14日	津山藩の家老、用人を田村建顕の私宅へ呼び、持参させた美作国絵図と津山城絵図をもとに、津山城の本丸、二の丸、三の丸、等のことを詳しく聞く。
8月16日	老中小笠原長重に伺書を出す。
8月29日	備後福山藩主水野勝種が病気のため、その代役に小浜藩主酒井忠圏が命じられる。
9月15日	將軍綱吉より、田村建顕が津山への暇を下される。
9月16日	老中へ今後の予定表を提出。
9月18日	老中列座して、明石藩主松平直明に対して、月番老中戸田忠昌が、明石藩主松平直明、小浜藩主酒井忠圏の両名宛の黒印状を渡す。老中列座して、上使田村建顕、目付水谷勝阜の両名宛の黒印状を渡す。※この時点では酒井忠圏は江戸におらず、国元の小浜にいた。
9月18日	月番老中戸田忠昌のところで、今回の津山の御用についての誓詞に血判をする。
9月19日	添目付赤井時尹、仁賀保誠信が江戸を発足。
9月20日	老中へ津山城下で立てる予定の制札の件について伺い、上使田村建顕、目付水谷勝阜の両名の名で立てるように指図される。
9月23日	上使田村建顕、目付水谷勝阜が江戸を発足。
10月5日	添目付赤井時尹、仁賀保誠信が津山へ到着。
10月6日	明石藩主松平直明が在所（明石）を発足。小浜藩主酒井忠圏が美作国押入村に到着。
10月9日	上使田村建顕、目付水谷勝阜が美作国勝間田へ到着。広島藩主浅野綱長の在番の人数が坪井村まで来る。
10月10日	上使田村建顕、目付水谷勝阜の旅宿（美作国勝間田）へ添目付赤井時尹、仁賀保誠信と津山城受け取り大名の明石藩主松平直明、小浜藩主酒井忠圏が集まる。
10月11日	辰の刻（午前8時頃）に津山城受け取り。
10月13日	上使田村建顕が津山城の本丸、二の丸、三の丸を見分する。
10月14日	城受け取り大名の明石藩主松平直明、小浜藩主酒井忠圏の人数と、在番大名である広島藩主浅野綱長の人数とが交代。

10月15日	添目付赤井時尹、仁賀保誠信より津山城付武具帳1冊が上使田村建顕、目付水谷勝阜に対して提出される。
10月16日	明六ツ過ぎに上使田村建顕が津山を発足（大手門より出る）
11月4日	上使田村建顕が江戸屋敷に到着。その後、月番老中土屋政直に会い、津山城受け取りが無事終了した旨の概略だけを報告。
11月5日	上使田村建顕が黒印状と老中下知状などを老中土屋政直に返す。津山城絵図、城付武具帳などは若年寄加藤明英へ渡す。
11月7日	上使田村建顕が5人の老中が列座する前に出て、城受け取り当日の状況などを報告。
11月15日	上使田村建顕が將軍綱吉に御目見して帰府の御礼を申し上げる。
11月18日	田村建顕が家臣に対して種々の下賜をおこなう。
12月22日	旧津山藩家臣が、12月22日までにすべて城下を引き払った旨の報告が、この日付の書状で田村建顕、水谷勝阜に対してなされる。

## 【元禄11年】

正月18日	田村建顕が津山に残っている添目付赤井時尹、仁賀保誠信に対して書状を出し、津山城主が決まったので近々そちらにも知らせが行くことを報じる。
-------	---

表3

## 小浜藩主酒井忠圀の津山城受け取りのプロセス

(「津山城請取記」より)

【元禄10年】

8月29日	江戸藩邸へ老中奉書が到来し、津山城受け取りが命じられる。
9月3日	老中奉書が小浜に到着。老中奉書の請書を江戸へ出す。
9月4日	津山へ連れていく家臣を決定。
9月6日	津山藩家老森采女へ書状を出す。旗本、一番手、二番手の宿割（担当の家臣）をそれぞれ決定。老中へ口上書（伺書）を出す。先発の家臣1名が小浜を発足。
9月11日	江戸にいる上使田村建顕と「御用御頼」の老中阿部正武に対して津山城受け取りの準備が大方できた旨の書状をそれぞれに出す。
9月19日	添目付赤井時尹、仁賀保誠信が江戸を発足。
9月20日	9月30日に酒井忠圀が小浜を出馬する旨を家臣へ伝える。
9月21日	先発の家臣1名が小浜を発足。
9月23日	先発の家臣2名が小浜を発足。江戸から来た家臣が小浜に到着した。この家臣は、元禄10年9月18日付の扶持米の証文（1050人扶持…役高7万石）を持参した。上使田村建顕、目付水谷勝阜が江戸を発足。
9月24日	上使田村建顕が出した津山城受け取りの番所割の書付と覚書が江戸より飛脚にて届いた。この番所割の書付に基づいて、それぞれ小浜藩の家臣を配当する。また、覚書は、上使、目付などの津山へ向かう旅程（行動日程）を知らせるとともに、それに間にあうように酒井忠圀の倉敷村到着の日付を指定したことなどが記されている。酒井忠圀が家臣に対して、道中条目（13ヶ条）と軍令を出す。
9月25日	扶持米拝領の御礼の使者を江戸へ遣わす。一番手、二番手の宿割（担当の家臣）6名が小浜を発足。酒井忠圀は当初の9月30日小浜発足予定を変更して、9月29日小浜発足予定にした。これは、江戸（上使田村建顕を指すか？）よりの指図による。
9月26日	旗本の宿割（担当の家臣）2名が小浜を発足。
9月27日	一番組（一番手）〔酒井伊織の組〕が小浜を発足。
9月28日	二番組（二番手）〔三浦七兵衛の組〕が小浜を発足。
9月29日	旗本の組が小浜を発足。この日、酒井忠圀が小浜を発足。 ※一番組の惣人数…781人（乗馬47疋、長柄45本、鉄砲60挺、弓30張） 二番組の惣人数…707人（乗馬47疋、長柄25本、鉄砲65挺、弓25張） 旗本の組の惣人数…1088人（乗馬46疋、長柄30本、旗15本、鉄砲85挺、弓20張） 合計…2576人（乗馬140疋、長柄100本、旗15本、鉄砲210挺、弓75張）
10月1日	明石において、明石藩主松平直明の家臣と諸事申し合わせのため、小浜藩の家臣4名が津山へ向かう同藩の人数の後に残ったが、松平直明の家老と対談したところ、この時期の御用についてはよくわからない、ということで、小浜藩の家臣4名は早速明石を発足した。

10月3日	酒井忠圀が明石に到着し、松平直明の浜の御茶屋において（將軍の）黒印状（御黒印）を受け取った。
10月5日	酒井忠圀が美作國土居に到着。
10月6日	酒井忠圀が美作國押入村に到着。赤井時尹、仁賀保誠信が小浜藩家臣2名に対して御内意を示す。赤井時尹、仁賀保誠信とともに小浜藩家臣2名が、本丸そのほかを見分。旧津山藩家臣のうち支障がある者の立ち退き期限は、城引き渡し以後30日間とし、それ以外の諸士は10月9日を期限として近在へ引き取ることを赤井時尹、仁賀保誠信が命じる。酒井忠圀が、人数寄せ場の見分のため家臣3名を押入村より密かに遣わす。
10月8日	小浜藩家臣3名が津山城下の人数寄せ場（丁場）に榜示杭を立てる。榜示杭には「酒井鞆負佐丁場」と書く。酒井忠圀の人数寄せ場は、橋本町橋際より大手の上通り北の口御門際までであった。松平直明が河辺村に到着。
10月9日	田村建顕、水谷勝阜が美作國勝間田へ到着。
10月10日	酒井忠圀と松平直明が勝間田へ行き、田村建顕、水谷勝阜と対談。勝間田において、上使から書付3通が渡される。そのうち、2通は番所割の書付であり、以前にもらったものと同様である。目付より指示が出る。
10月11日	津山城受け取り。
10月12日	大手門と北口門の城門出入りのチェックに使用する判鑑を赤井時尹、仁賀保誠信より受け取る。外曲輪の大手門と北口門以外は城門を閉めて往来させないことを検討。城付武具を受け取るように目付より指図があり、小浜藩と明石藩の家臣が受け取る。武具は銘々に改める必要はなく、帳面にて受け取るように目付より指図がある。城付武具の受け取り終了後、目付より書付を渡され、城中及び城まわりを昼夜3度ずつ巡回するように指図される。先発の小浜藩家臣5名が津山を発足。 ※津山城の城付武具…石火矢（2挺）、鉄砲（1000挺）、鉄砲の玉（20000）、弓（300張）、弓の根矢（2000本）、足軽具足（300領）、鉄砲薬、長柄（200本）
10月13日	田村建顕、水谷勝阜、赤井時尹、仁賀保誠信と代官3人、及び、酒井忠圀と松平直明が同道して、本丸より出て城内を見分。最後は酒井忠圀の本陣である森対馬守の屋敷に皆が入り、後に退散した。幕府より拝領の扶持方を津山城下にて受け取る。この扶持方は220石（120石カ）7斗5升（9月29日～10月22日までの路次の上下、及び、津山逗留中の日数23日分）であり <sup>(注1)</sup> 、1050人扶持（1日1人につき5合ずつの見積り）であった。明日14日は城引き渡しにつき、二の丸、三の丸を引き渡し次第に津山を発駕するよう目付より指図がある。城の引き渡しは、明日14日の六ツ半時に決定。
10月14日	津山城を在番の浅野綱長の家老浅野伊織へ引き渡す。浅野綱長方へ津山城を引き渡したことについて酒井忠圀と松平直明が老中4名に宛てて連署状を出して報告した。旗本の組と先手の二組が津山を発足。酒井忠圀も津山を発駕。
10月21日	先手の2組の人数が小浜に到着。
10月22日	酒井忠圀が小浜に帰城。

（注1） 実際に計算すると、5合×23日×1050人=120石7斗5升となるので、220石7斗5升という記載は誤記であることがわかる。

表4

## 改易大名の居城受け取りに関する諸例

【島原城受け取り（寛文8年）】 <sup>(注1)</sup>	
上使…松平（大河内）隆綱（幕府の奏者番。相模甘繩藩主。知行高2万石）	目付…森川之俊（幕府の目付）→上使松平隆綱へ付く。
目付…内藤正俊（幕府の使番）→中津藩主小笠原長勝へ付く。	目付…内藤守政（幕府の書院番）→平戸藩主松浦鎮信へ付く。
銀勘定方…青木喜左衛門、酒井勘之允	代官…松村吉左衛門、小野長左衛門
城受け取り大名…松浦鎮信（肥前平戸藩主。知行高6万1500石。役高3万5000石→半役）→二の丸を受け取る。外曲輪の田町口より入る。	小笠原長勝（豊前中津藩主。知行高8万石→半役）→本丸を受け取る。外曲輪の大手門より入る。
在番大名…稻葉信通（豊後臼杵藩主。知行高5万石→半役）	
【津山城受け取り（元禄10年）】 <sup>(注2)</sup>	
上使…田村建顯（幕府の奏者番。陸奥一関藩主。知行高3万石。役高1万5000石→半役）	目付…水谷勝阜（幕府の目付。知行高1700石）
添目付…赤井時尹（幕府の使番。知行高800石）、仁賀保誠信（幕府の小姓組。知行高2000石）	代官…竹村嘉躬、守屋助次郎、岡田俊易
城受け取り大名…松平直明（播磨明石藩主。知行高6万石。役高4万石→3分の2役）→本丸を受け取る。外曲輪の大手門（大手京橋御門）より入る。	酒井忠圧（若狭小浜藩主。知行高10万3500石。役高7万石→3分の2役に近似）
在番大名…浅野綱長（安芸広島藩主。知行高37万6000石。役高3万石→12分の1役に近似）	→二の丸、三の丸、外曲輪を受け取る。外曲輪の北口御門（搦手）より入る。
【赤穂城受け取り（元禄14年）】 <sup>(注3)</sup>	
目付…荒木政羽（幕府の使番。知行高1500石）、柳原政殊（幕府の書院番。知行高1300石）	代官…石原正氏、岡田俊陳
城受け取り大名…脇坂安照（播磨龍野藩主。知行高5万3000石。役高3万5000石→3分の2役に近似）→本丸を受け取る。三の丸の追手門より入る。	木下公定（備中足守藩主。知行高2万5000石。役高1万5000石→3分の2役に近似）→二の丸を受け取る。三の丸の塩屋口門（搦手）より入る。
在番大名…脇坂安照	※三の丸は、脇坂安照と木下公定が半々に受け取る。
【松本城受け取り（享保10年）】 <sup>(注4)</sup>	
目付 <sup>(注5)</sup> …伏見為行（幕府の使番）、河野通喬（幕府の書院番）	代官 <sup>(注6)</sup>
城受け取り大名…真田幸道（信濃松代藩主。知行高10万石。役高3万石。→3分の1役に近似）	在番大名…真田幸道（在番期間中は家臣のみが在番した）
※松本城受け取りは、一人の大名が城受け取りと在番をおこなったケースである。	

(注1) 長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて－平戸藩による島原城受け取りを例に－」（織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター）。

(注2) 本稿での検討による。

(注3) 生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察－受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造－」（『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年）。

(注4) 北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」（『松代－真田の歴史と文化－』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年）。

(注5) 前掲・北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」では、論文中において、伏見為行を上使として扱う記載があるが、この論文における引用史料を見る限りでは目付としている。

(注6) 代官の名前や人数については、前掲・北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」では触れていない。